



もしもの病気やケガのリスクに備えて「所得補償」があると安心です。



病気で入院！
仕事への復帰には、日にちがかりそう。
所得は減少・・・？！

病気やケガによっては入院期間が長くなります。

主な病気・ケガの平均入院日数

脳血管疾患	77.4日
骨折	38.5日
高血圧性疾患	47.6日

【出典】「令和2年患者調査」（厚生労働省）をもとに東京海上日動にて作成

だから

所得の減少を補償する「所得補償」だと安心です。

こんな時は
おまかせください！

病気やケガで働けなくなったら・・・？
万一の場合の所得の減少に備えます！



病気で入院



ケガで入院



自宅で療養

【天災危険補償特約セット】



地震・噴火またはこれらによる津波での病気・ケガ



補償ケース

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（0日）を超えた場合に、最長 1 年保険金をお支払いします。*2

※保険金額は、平均月間所得額の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

【天災危険補償特約】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをして働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。

【精神障害補償特約（八）】

所定の精神障害により働けなくなった場合に、所得補償保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。



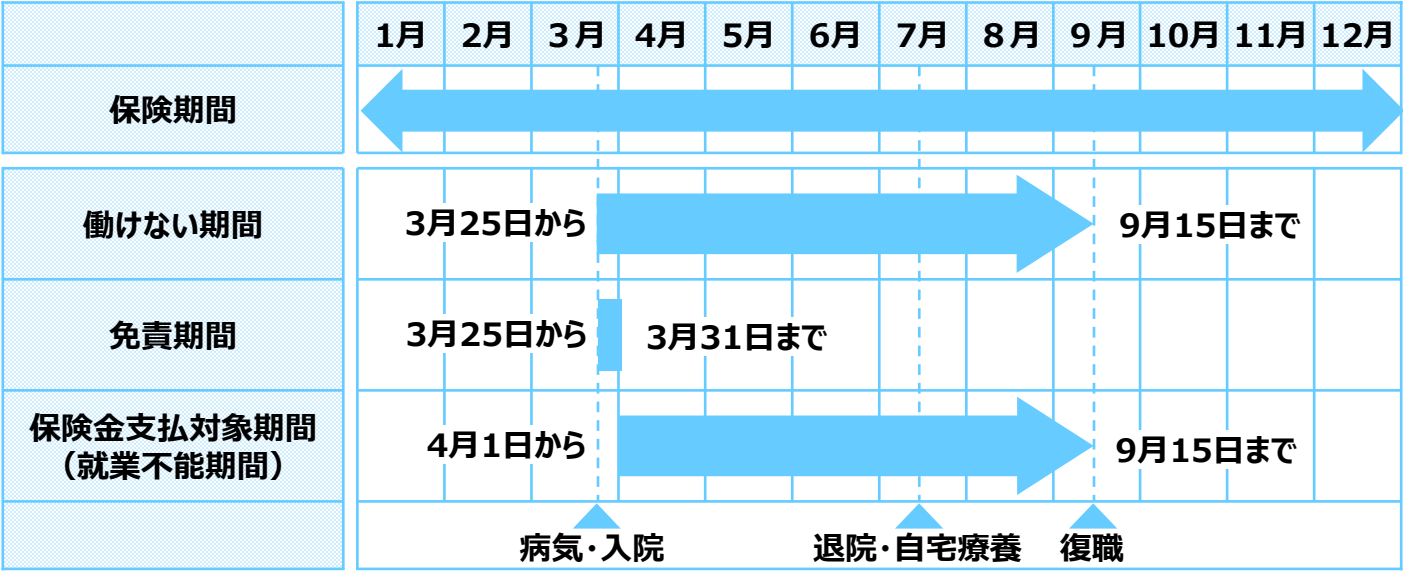
保険金のお支払い方法

【例 免責期間7日間のタイプにご加入の場合】

- ▶職業：一般事務従事者 ▶平均月間所得額：40万円 ▶所得補償保険金額：20万円
▶てん補期間：1年間 ▶免責期間：7日

Aさん（35歳）は病気で3月25日から7月15日まで入院し、その後9月15日まで自宅で療養しました。この場合お受け取りいただく保険金は？

- ▶免責期間
3月25日～3月31日（7日間）
▶保険金支払対象期間（就業不能期間）
4月1日～8月31日までの5か月間と9月1日～15日までの15日間の合計
▶お支払いする保険金
 $(20万円 \times 5か月) + (20万円 \times 15日 / 30日) = \underline{110万円}$
※1か月未満の就業不能期間については1か月を30日として日割計算で保険金をお支払いします。



上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



所得補償 補償の概要等

4/4

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年



所得補償

病気やケガによって所定の就業不能になった場合*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします（「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。）。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶ 保険金額（月額）に就業不能期間（月数）*2を乗じた額をお支払いします。 ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被ったアルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*2*3 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能 等
	※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	
	*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。）。	*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能に対しても保険金をお支払いします。
	*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。）。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。	*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。
	*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。	*3 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
	*4 同一の病気やケガによる就業不能*6（または骨髄採取手術による就業不能）に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。原則として1年または2年となります。	
	*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。	
	*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。	

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている（就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している）ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。